

別表

政策的 目的	政策 目標	メニュー	事業主体	交付率
森林の整備・保全の推進	森林整備の推進	森林づくりの推進 (1) 林内路網整備 ① 単線軌道 ② 作業道及び作業路の整備 (2) 林業機械作業システム整備 ① 高能率の林業機械の導入 ② 基幹作業道の整備 ③ 間伐材資源活用施設の整備（ただし、緊急間伐促進型は間伐材資源活用施設の整備を除く。） (3) 森林づくりの推進施設整備附帯事業 (1)及び(2)の施設整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調整活動並びに実践的知識及び技術の習得活動等	都道府県、市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第9条第2号に規定する森林整備法人、林業公社、施業受託者及び流域森林・林業活性化センター	(1) 林内路網整備及び森林づくりの推進施設整備附帯事業 定額(1/2以内) (2) 林業機械作業システム整備 ① 森林整備促進型 定額(4/10以内) ② 緊急間伐促進型 定額(4.5/10以内) (3) 附帯事務費については事務費の1/2以内
	森林の多様な利用・緑化の推進	教育の森整備 (1) 森林を利用した環境教育・林業教育のための実習林、観察林等の森林フィールドの整備 (2) 林業体験学習のため展示施設の整備 (3) 森林環境教育活動施設の整備 (4) 共同利用施設の整備 (5) 森林の多様な利用・緑化の推進施設整備附帯事業 (1)から(4)までの施設整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調整活動並びに実践的知識及び技術の習得活動等	都道府県、市町村、当該森林が所在する市町村と交流協定を締結している特別区及び流域森林・林業活性化センター	(1) 定額(4/10以内) ただし、森林学習歩道、もりの科学館及び森林の多様な利用・緑化の推進施設整備附帯事業については定額(1/2以内) (2) 1の規定に関わらず、当該森林が所在する地方公共団体以外が協定により実施する場合は定額(1/3以内) (3) 附帯事務費については事務費の1/2以内

政策目的	政策目標	メニュー	事業主体	交付率
林業の持続的かつ健全な発展	望ましい林業構造の確立	<p>1 林業構造確立施設の整備</p> <p>(1) 林業構造確立施設整備</p> <p>①経営確立促進調査</p> <p>②路網整備</p> <p>③効率化施設整備</p> <p>④地域産物活用施設整備</p> <p>⑤木材加工流通施設整備</p> <p>⑥森林バイオマス等活用施設整備</p> <p>⑦需要拡大施設整備</p> <p>⑧活動拠点施設整備</p> <p>⑨生活環境施設整備</p> <p>(2) 林業構造確立施設整備附帯事業</p> <p>(1)の施設整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調整活動、新たなマーケットの開拓並びに実践的知識及び技術の習得活動等</p> <p>2 沖縄林業構造確立施設の整備</p> <p>(1) 沖縄林業構造確立施設整備</p> <p>①経営確立促進調査</p> <p>②路網整備</p> <p>③効率化施設整備</p> <p>④特用林産物活用施設等整備</p> <p>⑤地域産物活用施設整備</p> <p>⑥森林空間活用施設整備</p> <p>⑦木材加工流通施設整備</p> <p>⑧森林バイオマス等活用施設整備</p> <p>⑨需要拡大施設整備</p> <p>⑩活動拠点施設整備</p> <p>⑪生活環境施設整備</p> <p>(2) 沖縄林業構造確立施設整備附帯事業</p> <p>(1)の施設整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調整活動、新たなマーケットの開拓並びに実践的知識及び技術の習得活動等</p>	<p>都道府県、市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、森林所有者の協団体、林業者等の組織する団体、木材関連業者等の組織する団体（2に限る。）、地方公共団体等の出資する法人、PFI事業者、林業事業体、一部事務組合、流域森林・林業活性化センター及び地方林業団体協議会とし、各事業種目ごとに別途林野庁長官が定めるものとする。</p>	<p>(1) 定額（1/2以内） ただし、各事業種目ごとに別途林野庁長官が定める。</p> <p>(2) 沖縄県については2/3以内 ただし、沖縄林業構造確立施設整備附帯事業は1/2以内</p> <p>(3) 林業構造確立施設整備附帯事業 定額（1/2以内）</p> <p>(4) 附帯事務費については事務費の1/2以内</p>
	特用林産の振興	<p>特用林産の振興施設整備</p> <p>(1) 特用林産振興施設整備</p> <p>①経営確立促進調査</p> <p>②特用林産物活用施設等整備</p> <p>(2) 特用林産振興施設整備附帯事業</p> <p>(1)の施設整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調整活動、新たなマーケットの開拓並びに実践的知識及び技術の習得活動等</p>	<p>都道府県、市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、林業者等の組織する団体、竹材関連業者等の組織する団体、地方公共団体等の出資する法人及び地方林業団体協議会とし、各事業種目ごとに別途林野庁長官が定めるものとする。</p>	<p>(1) 定額（1/2以内） ただし、各事業種目ごとに別途林野庁長官が定める。</p> <p>(2) 特用林産振興施設整備附帯事業 定額（1/2以内）</p> <p>(3) 附帯事務費については事務費の1/2以内</p>

政策目的	政策目標	メニュー	事業主体	交付率
木材産業の健全な発展と木材利用の推進	木材利用及び木材産業体制の整備推進	<p>木材産業等振興施設整備</p> <p>(1) 木材産業構造改革整備</p> <p>① 経営確立促進調査</p> <p>② 木材加工流通施設整備</p> <p>③ 森林バイオマス等活用施設整備</p> <p>④ 需要拡大施設整備</p> <p>(2) 地域材の水平連携加工システム整備</p> <p>① 路網整備</p> <p>② 効率化施設整備</p> <p>③ 木材加工流通施設整備</p> <p>(3) 製紙用間伐材チップ安定供給システムモデル整備</p> <p>① 路網整備</p> <p>② 効率化施設整備</p> <p>③ 木材加工流通施設整備</p> <p>(4) 木のまち・木のいえ環境モデル整備</p> <p>① 木材加工流通施設整備</p> <p>(5) 木造公共施設整備</p> <p>① 医療・社会福祉関連施設整備</p> <p>② 学校関連施設整備</p> <p>③ 先駆的施設整備</p> <p>(6) 木質バイオマス利用促進整備</p> <p>① 林地残材活用機材整備</p> <p>② 木質バイオマス供給施設整備</p> <p>③ 木質バイオマスエネルギー利用施設整備</p> <p>(7) 木材産業等振興施設整備附帯事業</p> <p>(1)～(6)の施設整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調整活動、新たなマーケットの開拓並びに実践的技術の習得活動等</p>	<p>都道府県、市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、木材関連業者等の組織する団体、地域材を利用する法人、地方公共団体等の出資する法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、農業者の組織する団体、地方公共団体の組合、特別区、一部事務組合、社会福祉法人、医療法人、PFI事業者、民間事業者（地域に賦存する木質バイオマスの総合的利活用に取り組む地域において実施する場合、地域材を利用するために森林所有者等とB材・C材等の安定取引協定等を締結する場合又は木質バイオマス利用加速化事業のうち木質ペレット等地域流通整備事業に取り組む場合に限る。）、流域森林・林業活性化センター、NPO法人及び地方林業団体協議会とし、各事業種目ごとに別途林野庁長官が定めるものとする。</p>	<p>(1) 定額（1/2以内） ただし、各事業種目ごとに別途林野庁長官が定める。</p> <p>(2) 木材産業等振興施設整備附帯事業 定額（1/2以内）</p> <p>(3) 附帯事務費については事務費の1/2以内</p>